

中部電力株式会社「(仮称)あつみ第二風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する勧告について

令和6年4月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)あつみ第二風力発電事業 環境影響評価準備書」について、中部電力株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、愛知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛知県田原市小中山町地内
原動力の種類：風力（陸上）
出力：21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 8月24日
環境大臣意見受理	令和2年11月 6日
経済産業大臣意見発出	令和2年11月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 2月 1日
住民意見の概要等受理	令和3年 4月14日
愛知県知事意見受理	令和3年 6月15日
経済産業大臣勧告発出	令和3年 7月28日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 5年 7月26日
住民意見の概要等受理	令和 5年10月18日
愛知県知事意見受理	令和 6年 2月 1日
環境大臣意見受理	令和 6年 2月 9日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年 4月18日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、森江
電話：03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、国定公園等に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴い騒音レベルが最大で8dB増加する予測結果となっているほか、周辺の他事業との累積的な騒音予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月環境省)に基づく指針値を超過している。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複

数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施することとともに、適切に環境監視を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく特別天然記念物に指定されているコウノトリの飛翔も確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、森林鳥獣生息地に指定されている県指定伊良湖鳥獣保護区が存在している。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺ではハヤブサの飛翔が確認されていることから、引き続き営巣状況の確認に努め、営巣が確認された場合は、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクが確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関への連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に基づき絶滅危惧ⅠA 類に選定されているハギクソウ等が生育しており、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回調査（植物調査）で植生自然度が高いとされたチガヤーハマゴウ群集、ハマグルマーハマゴウ群集、ハマグルマーコウボウムギ群集等の植生が広く分布しているとともに、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された飛砂防備保安林、保健保安林等が存在し、「環境省レッドリスト 2020」に基づき絶滅危惧Ⅱ類に選定されているシロチドリやハヤブサ等の重要な鳥類の生息・営巣適地である生態系となっていることから、工事中の道路の一時的な敷設により、自然度の高い植生及び生態系への影響が懸念される。

このため、工事中の道路に関する工事計画の見直しを行い、工事工程毎の改変面積を最小限に抑えること等により、自然度の高い植生及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業実施により対象事業実施区域の環境変化が生じると考えられるため、今後、専門家等の指導・助言を得て、ハギクソウ等の海浜植生の生育状況等については、環境監視を実施し、必要に応じて公表に努めること。

（４）景観に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく三河湾国定公園の第 2 種特別地域及び普通地域に指定されており、当該国定公園は、渥美半島・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に指定されている。一方で、本事業は当該国定公園の第 2 種特別地域に指定されている砂浜において、風力発電設備 5 基を設置する計画となっており、本地域の景観構成要素である砂浜や海浜植生を改変し、眺望景観に変化を生じさせる計画となっている。

このため、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他関係機関、地域住民等の意見を踏まえた上で、本事業の実施による当該国定公園の海岸景観等への影響を極力低減するよう引き続き検討し、当該国定公園の景観保全に十全を期すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。